

令和6年12月高浜市議会定例会会議録（第5号）

日 時 令和6年12月18日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

日程第1 会期の延長について

日程第2 議案第68号 高浜市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について

議案第69号 高浜市子ども医療費支給条例の一部改正について

議案第70号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について

議案第71号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

議案第72号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第73号 工事請負契約の変更について

議案第75号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第13回）

議案第76号 令和6年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）

議案第77号 令和6年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）

議案第78号 令和6年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）

議案第79号 令和6年度高浜市下水道事業会計補正予算（第1回）

陳情第13号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情

陳情第14号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情

陳情第15号 ノーベル平和賞を受賞した被爆者の願いである、日本政府に核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書提出を求める陳情

（日程追加）

日程第3 議案第80号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

（日程追加）

日程第4 議案第81号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

（日程追加）

日程第5 議案第82号 高浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1 番 橋 本 友 樹
3 番 神 谷 直 子
5 番 野々山 啓
7 番 福 岡 里 香
9 番 長谷川 広 昌
11番 鈴 木 勝 彦
13番 倉 田 利 奈

2 番 荒 川 義 孝
4 番 杉 浦 康 憲
6 番 今 原 ゆかり
8 番 岡 田 公 作
10番 北 川 広 人
12番 柴 口 征 寛
14番 黒 川 美 克

欠席議員

な し

説明のため出席した者

市 長	吉 岡 初 浩
副 市 長	深 谷 直 弘
教 育 長	岡 本 竜 生
企 画 部 長	木 村 忠 好
総合政策グループリーダー	榊 原 雅 彦
秘書人事グループリーダー	野 口 恒 夫
総 務 部 長	杉 浦 崇 臣
市 民 部 長	岡 島 正 明
福 祉 部 長	磯 村 和 志
こども未来部長	磯 村 順 司
都 市 政 策 部 長	杉 浦 睦 彦

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	竹 内 正 夫
主 査	森 本 将 史
主 任	立 花 容史枝
主 事	大 岡 靖 治

議事の経過

○議長（杉浦康憲） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（杉浦康憲） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。
初めに、12月11日に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、北川広人議員。

〔議会運営委員長 北川広人 登壇〕

○議会運営委員長（北川広人） おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

去る12月11日に、委員全員出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。市長より、議案第80号から第82号までが追加提出され、説明を受けた後、その取扱いについて検討いたしました結果、本日日程を追加し、上程、説明、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決の順序で行うことが決定いたしました。

また、本定例会の会期は、本日までと既に議決されておりますが、令和6年11月22日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」において示された「重点支援地方交付金」のうちの「低所得世帯支援枠に係る給付金」の迅速な支給に向けて、早急に議案の審議等が必要なことから、会期を12月24日まで6日間延長とする「会期の延長について」を本日の日程に追加し、審議を行うことに決定をいたしました。

皆様方の御協力をお願い申し上げ、報告とさせていただきます。

〔議会運営委員長 北川広人 降壇〕

○議長（杉浦康憲） ただいま議会運営委員長から御報告ありましたとおり、本日の議事日程は、会期の延長について及び議案第80号から議案第82号まで、以上を追加し、お手元に配付してあります日程表のとおりといたします。

これより本日の日程に入ります。

○議長（杉浦康憲） 日程第1 会期の延長についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日までと既に議決されておりますが、議会運営委員長の報告のとおり、国の総合経済対策における低所得者世帯向けの給付金を支給するための議案を審議するため、会期を12月24日まで6日間延長したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、会期を12月24日まで6日間延長することに決定いたしました。

○議長（杉浦康憲） 日程第2 常任委員会の付託案件を議題とし、付託案件について各委員長の審査結果の報告を求めます。

総務建設委員長、長谷川広昌議員。

〔総務建設委員長 長谷川広昌 登壇〕

○総務建設委員長（長谷川広昌） おはようございます。

御指名をいただきましたので、総務建設委員会の御報告を申し上げます。

去る12月10日午前10時より、委員全員と市長をはじめ関係職員出席の下、付託された議案6件、陳情1件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第68号 高浜市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について、委員より、損害賠償の最低責任負担額について、地方自治法施行令で示された乗数は参酌基準であるため、本市は県内で最も多く住民訴訟を提起されている実情に合わせて当該負担額を設定したということであるが、法的に問題はないのかという問いに、参酌基準は地域の実情に合わせて異なる基準とすることが可能であるとともに、従うべき基準係数は1以上であるため問題はないとの答弁。

他の委員より、職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例を制定している市町村は何団体あるのかという問いに、381団体との答弁がありました。

議案第69号 高浜市子ども医療費支給条例の一部改正について、質疑ありませんでした。

議案第75号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第13回）について、委員より、歳入の21款1項2目民生債、たかはまこども園駐車場整備事業について、この起債の目的はという問いに、登園時・降園時の保護者の利便性を高める土地購入のためとの答弁がありました。

議案第76号 令和6年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）について、質疑ありませんでした。

議案第78号 令和6年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）について、質疑ありませんでした。

議案第79号 令和6年度高浜市下水道事業会計補正予算（第1回）について、質疑ありませんでした。

陳情第13号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について、委員より、本陳情では国保の保険料引下げを求めているが、国民健康保険の制度を維持するためにはそれ相応の保険料負担は必要だと考えるため、この陳情には反対との意見。

他の委員より、18歳年度末までの通院医療費無料化拡大と現物給付を求める本陳情には賛成との意見がありました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありませんでした。

採決の結果を申し上げます。

議案第68号は挙手多数により原案可決、議案第69号、議案第75号、議案第76号、議案第78号、議案第79号はいずれも挙手全員により原案可決、陳情第13号は挙手少数により不採択。

以上が総務建設委員会に付託された議案及び陳情に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので御覧ください。

以上で委員長報告とさせていただきます。

〔総務建設委員長 長谷川広昌 降壇〕

○議長（杉浦康憲） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、次に、福祉文教委員長、鈴木勝彦議員。

〔福祉文教委員長 鈴木勝彦 登壇〕

○福祉文教委員長（鈴木勝彦） 御指名をいただきましたので、福祉文教委員会の報告をさせていただきます。

去る令和6年12月11日水曜日午前10時より、委員全員と市長をはじめ関係職員出席の下、付託されました議案6件、陳情2件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第70号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について、委員より、禁固及び懲役が拘禁刑に一本化になった理由と、拘禁刑となることにより刑罰がどのように変わるのかとの問いに、刑法の一部改正により、懲役もしくは禁固を拘禁刑に改めるものですとの答弁。同委員より、条例改正により検察庁へ協議が必要になるのかとの問いに、第5条、高浜市個人情報保護法施行条例で具体的な刑の種類を規定しているので、地方検察庁との協議が必要になり、名古屋地方検察庁と令和6年9月2日に協議を開始し、10月3日に検察庁より、問題がないため協議終了する旨の連絡があったので、12月議会に上程したものですとの答弁。

議案第71号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について、委員より、移動端末機でマイナンバーカードを保持することなく手続等の対応ができるようになるのか、具体的な運用はとの問いに、施行期日は令和7年4月1日とされ、運用の内容はマイナンバーカードと同等の機能をスマートフォンに搭載し、マイナンバーカードを持ち歩かなくてもスマートフォンで本人確認を行えるようにするもので、既に措置済みのマイナンバーカードの電子証明書機能に加え、保有している基本4情報等をスマートフォンに搭載し、本人の了承の下で相手方に提供し、今後様々な行政手続、民間サービスで利用可能となるが、一斉に何かマイナンバーカードの情報が国に一律に利用されることでは一切ございませんとの答弁。

議案第72号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員

より、「じい&ばあ」の移転理由について、施設の老朽化とあるが、具体的な老朽状況と耐震の状況はとの問いに、建物は賃貸物件で、設計としての確認ができていないため、耐震性能については不明で、空き店舗利用整備事業として平成11年に改修工事が行われ、25年は経過しており、以前から商業店舗として建物はあるので、かなりの年月は経過していると認識しておりますとの答弁。同委員より、いつまで利用できるのかとの問いに、今年度末まで利用ができ、4月からは「いっぷく」に移転する計画で進めておりますとの答弁。

議案第73号 工事請負契約の変更について、委員より、大きな工事ではないということですが、この契約の変更の金額には影響されているのかなと思っているんですけどもとの問いに、同じ材料と同じ工程で同じ工事をするのに価格が上がったということで、スライド協議をして変更契約をするもので、中身が変わるものではありませんとの答弁。

議案第75号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第13回）、委員より、債務負担行為補正の指定管理料が増額になった理由についてとの問いに、実際予算では正規職員が2名で予算措置をしていたところを今回育休で正規職員が復帰したので、職員配置計画に合わせた予算措置を取るものですとの答弁。

議案第77号 令和6年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）は、質疑ありませんでした。

次に、陳情第14号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情。委員より、今後社会保障費は間違いなく増えていくものと考えており、その中で財源の確保なく、担保もなく、簡単に保険料・利用料を下げることは、介護保険制度の維持という面で、無理で不可能だと考えており、本陳情には反対との意見。

陳情第15号 ノーベル平和賞を受賞した被爆者の願いである、日本政府に核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書提出を求める陳情。委員より、現在、核兵器禁止条約で溝が深まり対話もできなくなった核保有国と非保有国との対話の橋渡し役を日本が務めること、核兵器禁止条約締結国会議へのオブザーバー参加を政府へ求めています。ただ単に条約に調印・批准すればいいということではないので、この陳情には反対との意見。

他の委員より、ノーベル平和賞につながる活動が長年にわたり続けられたことは本当に素晴らしい。その活動の結果がノーベル平和賞を受賞できたことは、大変名誉なことで喜ばしいことだと考えております。ただ、世界で紛争や戦争が絶えない中、まして核兵器を保持している国がいる以上、日米安全保障を堅持していくことは大切だと考えておりますので、この陳情には反対との意見。

他の委員より、この意見書の提出について、世界中の平和を願う国民の願いであり、切望であるので、この意見書を議会として提出することに賛成との意見。

なお、本委員会において、自由討議を実施する案件はありませんでした。

採決の結果を申し上げます。

議案第70号、議案第71号、議案第72号は挙手全員により原案可決、議案第73号、議案第75号は挙手多数により原案可決、議案第77号は挙手全員により原案可決、陳情第14号、陳情第15号は挙手少数により不採択。

以上が福祉文教委員会に付託された議案及び陳情に対する審査結果の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので御覧ください。

以上で委員長報告とさせていただきます。

〔福祉文教委員長 鈴木勝彦 降壇〕

○議長（杉浦康憲） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず一般議案について、反対討論、13番、倉田利奈議員。

〔13番 倉田利奈 登壇〕

○13番（倉田利奈） 議案第68号 高浜市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について、反対の意見を申し上げます。

まず、この条例は、市長をはじめとする各委員や職員について、善意でかつ重大な過失がない場合の損害額について、地方自治法施行令第173条の4第1項第1号の参酌基準の限度額ではなく、市独自の条例により損害賠償額の限度額を定めるものです。

地方自治法施行令に定める限度額、いわゆる参酌基準が基準給与年額の市長は6倍であるところ、条例の制定により2倍とする。副市長、教育長、教育委員会委員、選挙管理委員会の委員、監査委員は4倍であるところを1倍とし、公平委員会委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員は2倍であるところ1倍、それ以外の職員は1倍であるところそのまま1倍とするものです。

この条例の制定に反対する理由について、3点申し上げます。

まず、1つ目の理由が、この条例を制定する理由について納得できないことです。

条例制定の背景として、市は過去10年間で、愛知県内の市町村としては最も多く住民訴訟が提起されているが、判決が出された全ての事件で勝訴しており、市の財務会計行為が適法であることが司法によって明らかにされていると説明しています。市が説明する住民訴訟が最も多いが司法によって適法であると判断されたというのであれば、なぜこのような条例を制定する必要があるのでしょうか。損害賠償額の限度額を引き下げる条例を制定する必要があるということは、今後多額の損害賠償額を請求されるおそれがあるということでしょうか。判決が出た全ての事件で

勝訴していることは事実であります。提訴後5日目に原告が請求したとおりの措置を市が取ったため、原告が訴訟の取下げを余儀なくされた事件や、住民監査請求後に市が措置を行ったため棄却となった事案などがあります。市は敗訴を避けるために原告の請求を認め、措置を取った事件があることは事実です。

市長は、損害賠償の請求が行われると、市の運営上に萎縮効果を生じさせる状況が問題であると考えているようですが、公金を使って行われる市の運営は慎重が期されるべきであること、また、法令に基づき適正な運営が求められることを考慮すれば、萎縮効果が生じることが一概に問題であるとは考えられません。むしろ、司法から違法だと言われないような市政運営が求められるのではないのでしょうか。

2つ目として、損害賠償額を減額することの正当性についてです。

私は、市長の退職金についてお聞きしましたが、退職金については個人の方の収入額という理由で、議長は私の質疑を止めました。退職金は市長個人の収入ではありますが、条例で定められていることから、公領域の情報であり、個人情報には該当しません。市民の皆様が納められた税金によって支払われるものでありますので、退職金の額についてお聞きするのは当然のことであり、隠すことではありません。ここに指摘をしておきます。

総務省が示す2人世帯の貯蓄額や、市長が賠償を求められる地方自治法施行令の参酌基準によると、損害賠償額が9,260万円になるなどの説明があったことから、市長の退職金を含めずに市長の損害賠償額の上限を決めること自体に問題があるのではないのでしょうか。市長の基準給与額が年間1,544万円で、退職金は1期ごとに約1,700万円であることから、概算となりますが、4期務めた場合の合計額は3億1,504万円となります。市長の裁量権はあまりにも大きいことから、責任も重くなります。また、予算執行権を持っていることが考慮された結果、市長としての給与や退職金が定められているのではないのでしょうか。よって、地方自治法施行令第173条の4では、市長の損害賠償額を基準給与額の6倍としているのではないのでしょうか。

例えば、現在、旧刈谷総合病院高浜分院を豊田会が解体しましたが、地中に基礎の一部となるくいが残っています。このくいの撤去には億単位の費用がかかると言われています。この間、市長は豊田会に撤去してもらおうと答弁してきましたが、もし撤去されなかった場合、住民訴訟により裁判所から判決が言い渡されても、市長は最大3,088万円を賠償金として支払えばよいということになります。参酌基準では9,264万円となることから、約6,000万円が市民の損害となります。

市長が自ら損害賠償額を減額する条例を議案として出すことについて、市民の多くの方が疑問を呈しています。この件について市長のお考えをお聞きしたところ、執行部が出さざるを得ない話なものですからと答弁がありました。市長が参酌基準どおりに基準給与額の6倍を提案するのであれば問題ありませんが、2倍とすることについて、多くの市民は納得しないと思います。市長は市民の声を聞いたことがあるのでしょうか。

また、副市長や教育長が一般の職員と同様に基準給与額の1倍となることについても納得できる説明はありませんでした。特に副市長は参酌基準では基準給与額の4倍でしたが、職員と同じ1倍となっています。副市長が職員と同等の責任しか負わないことはあまりにも無責任ではないでしょうか。

最後の反対理由は、愛知県内で損害賠償額を条例で制定している自治体は13ありますが、全て参酌基準での条例制定であり、高浜市のように損害賠償額の上限を大幅に下げた条例は初めてとなることです。なぜこのような条例制定についてはトップを切って行うのでしょうか。高校生世代までの入院費の無償化について、現在行っていないのは高浜市だけで、やっと来年度から実施する予定です。

一方で、市長、副市長、教育長の特別職の損害賠償額の上限を引き下げる今回の条例案は、愛知県内においてトップを切って行うことは、あまりにも自分の身だけを守り、市民をないがしろにする行政運営と言わざるを得ません。

以上で反対討論を終わります。

〔13番 倉田利奈 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 次に賛成討論、6番、今原ゆかり議員。

〔6番 今原ゆかり 登壇〕

○6番（今原ゆかり） 議長のお許しをいただきましたので、議案第68号 高浜市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について、公明党を代表し、賛成の立場で討論させていただきます。

条例提案をしていただいている善意で重大な過失がない場合の賠償責任の上限額は、職員等が負担し得る額として、職員等の1年分の年収に相当する基準給与年額とし、市長においては市の統括代表者等として、職員の責任限度基準の2倍とされています。参考資料の参酌基準の限度額を見ますと、かなり高額で、職員がこの金額を負担した上で生活を維持していくことは難しいと考えますし、心理的負担を負わせることにもなります。また、管理職のなり手不足にもつながり、それが市の損失になるかもしれません。故意、または重過失の場合の責任負担とのバランスが取れているとは到底思えません。国の基準どおりでは職員の皆さんの萎縮を招き、円滑な行政運営に弊害が生じるおそれも考えられます。

今回の賠償責任額は、具体的に算定し、現実的に支払い可能な額を制定されているという観点も重要であると思いますので、この議案には賛成とさせていただきます。

〔6番 今原ゆかり 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 次に、反対討論、12番、柴口征寛議員。

〔12番 柴口征寛 登壇〕

○12番（柴口征寛） それでは、議案第68号 高浜市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関す

る条例の制定についてに関し、日本共産党を代表して、反対の立場で討論させていただきます。

基準給与年額に対する係数として、参酌基準では6、4、2、1、そして条例案では2、1、1、1となっていますが、市長と上記以外の職員の開きについて、参酌基準では、市長が6、上記以外の職員が1で6倍、条例案では2と1で2倍と条例案では開きが小さくなっており、これでは上記以外の職員の負担が重過ぎるのではないかと思います。市長の係数を2とした説明については分かるのですが、そうであるなら、上記以外の職員についての係数を1より低く設定できないのかとも思いますが、こうした1より低く設定することはできないということです。

本条例の制定の背景の中で、過去10年間、高浜市が愛知県内の市町村として最も多く住民訴訟が提起されているとありました。これは、市として住民の願いを十分に組み入れた行政になっていない、住民の不服の裏返しの結果ではないかと考えます。当人が到底支払えない賠償額を考えるより、住民感情を考えることが重要で、条例案の係数では住民感情に反することとなるのではないかと思います。

さらに、制定の背景には萎縮効果についても触れられておりますが、そもそも本市の行政運営が合法、公正に行われていれば、本条例の適用はされません。訴訟に及ばないように緊張感を持って行政運営に当たることこそ必要です。

したがって、条例案での基準給与年額に対する係数、2、1、1、1では低すぎるため、本議案には反対とさせていただきます。

〔12番 柴口征寛 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 次に賛成討論、11番、鈴木勝彦議員。

〔11番 鈴木勝彦 登壇〕

○11番（鈴木勝彦） それでは、議案第68号 高浜市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について、市政クラブを代表して、賛成討論をさせていただきます。

本条例を制定しないと、過酷な個人責任や職務遂行上の萎縮効果等の問題を解決するため、軽過失の場合にあっても一切の免責がないことから、免責が不十分だと、今後訴訟が続いていく中で、市長、委員、職員の成り手がいなくなるおそれもあります。

本条例案は、職員等の市に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき、善意で重大な過失がない場合、参酌基準を参酌した上で、国家公務員等との比較によって定められた従うべき基準の範囲内で地域の実情に応じた基準を定めることができるとしている。厳しい時代に各自自治体が個々の独自政策を打ち出して生き残りを図る中で、市長、職員が萎縮せず柔軟な発想で行政運営を行うに際して、責任を負う額を国家公務員等との比較によって定められた従うべき基準の範囲内で、現実的な額に縮減する必要があります。

参酌基準を市に当てはめると、個人が到底支払えない額が生じる可能性があります。市長においては、市の統括代表者等として広い権限を有することを鑑みて、職員と同じ基準とすることは

相当でなく、市長の責任限度額は職員の責任限度基準の2倍となります。その中で、退職金支給は退職後に支払われるものでありまして、条例の対象には含まれていません。

本市として、厳しい財政状況化に積極的な行政の執行が必要となる中で、柔軟な行政運営の成果を市民に享受することができ、市民にも人と想いがつなぐ、つながる、しあわせなまち、大家族になると考えるので、市政クラブを代表して賛成討論といたします。多くの議員の賛同をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

〔11番 鈴木勝彦 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 次に、議案第73号に対する賛成討論で、2番、荒川義孝議員。

〔2番 荒川義孝 登壇〕

○2番（荒川義孝） 議長のお許しをいただきましたので、議案第73号 工事請負契約の変更に
ついて、市政クラブを代表して、賛成の立場で討論をいたします。

本議案は、令和6年3月議会の高取小学校の事業契約の変更についてと同じケースであります。

当時、倉田議員の反対討論に対し、市政クラブの賛成討論で、見識違いを根拠に基づいてただし、説明をいたしましたスライド条項について、いま一度説明をさせていただきます。

長期にわたる工事期間中の比較的緩やかな価格水準の変動に対応するため、国土交通省の工事請負契約書第26条第1項から第4項に、全体スライド条項を定めております。スライド条項とは、工事契約締結後に賃金水準や物価水準が変動し、その変動額が一定程度を超えた場合に請負代金額の変更を請求することができる規定であります。契約締結の日から12か月を経過した後に、国内における賃金水準、または物価水準の変動により、契約金額が不相当となったと認めたときに適用できる条項であり、変動額のうち残工事費の1.5%を超える額が契約変更の対象となります。

また、同様に、愛知県公共工事請負契約約款第26条第1項から第4項の運用についても規定され、それを準用する高浜市工事請負契約約款第26条第1項から第4項に基づいて変更を行い、粛々と手続を行うものであり、問題はありません。

また、福祉文教委員会において、工事の内容の変更や検査について質疑がありましたが、こちらは内容を変更するものではなく、紛れもなく本議案は、全体スライド条項に規定される請負代金の変更を求めるものであります。

また、出来高検査ではなく、出来高確認であり、高浜市公共工事検査要領第2条2に該当する出来形検査を実施する必要はなく、スライド条項に基づくスライド判定を行うための確認であります。ゆえに、出来高確認は学校経営グループの監督職員が行うことに問題はないと考えます。

最後になりますが、正式な手続にのっとり進められ、子供たちの教育環境の向上を図るための事業であることは言うまでもないことを申し添えまして、賛成とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

〔2番 荒川義孝 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 次に、補正予算についての討論を行います。

まず初めに、議案第75号について、反対討論、13番、倉田利奈議員。

〔13番 倉田利奈 登壇〕

○13番（倉田利奈） 議案第75号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第13回）について発言いたします。

今回の補正予算は、4億7,444万2,000円となっています。そして補正予算に伴い、財政調整基金、いわゆる市の貯金が1億4,065万7,000円繰り入れられております。総括質疑でも申し上げましたが、この補正予算前の財政調整基金は10億4,630万6,282円でしたが、この補正予算が可決されますと、財政調整基金の残高は9億564万9,282円となり、10億円を初めて切ることになります。

令和6年度でこれまでに繰り入れられた基金の合計額が9億6,520万6,000円となることから、来年度は本年度の不用額を見込んだとしても、本年度同様に9億円以上繰り入れれば、財政調整基金はほぼ枯渇することになります。令和6年度から令和8年度については、財政調整基金が10億円を切るという答弁がこれまでありましたが、切るというレベルの金額ではなくなっています。

総務部長は、さきで開催されました9月議会の決算特別委員会では、9月補正後の財政調整基金の残高は10億円をちょっと超えるくらいで、公共施設整備基金は2億5,000万円ほどあり、物価上昇の中であってもそれだけ維持できており、評価していると発言しています。私は、評価できるところか、このような危機的状況に対し、事実を直視していないと強く訴えます。なぜこのような状況になってしまったのでしょうか。

3月の予算特別委員会では、障害者自立支援給付事業の扶助費における障害福祉サービス給付費について、令和5年度予算より6,842万6,000円も予算が低く計上されていることを指摘しました。そして、今回1億6,476万4,000円の補正予算が計上されております。担当職員に聞き取りしましたが、扶助費の増加率について全く考慮されていない当初予算であることは判明しました。また、子ども医療費も令和6年度予算は令和5年度より3,082万円減額された予算となっていることを指摘しました。

そのため、今回の補正では3,399万3,000円が計上されており、私が指摘した金額に近い補正予算計上がされることとなっています。母子家庭医療扶助費においても、当初予算が237万7,000円前年度より少ないことを指摘してきましたが、今回282万2,000円が増額補正となっており、私が指摘した金額に近い補正予算が増額となっております。

当初予算について、財政調整基金を少しでも多く見せるためのまやかしの予算編成であると、3月議会の討論で発言しましたが、まさにそのとおりになっているのではないのでしょうか。必要な予算については、当初予算で全て計上すべきではないのでしょうか。当初予算において必要な予算を正しく計上せずに補正で調整するという考えなのではないのでしょうか。

総務部長は、9月議会の決算特別委員会において、今後のそういった人口減少の税收等も若干

減少傾向にあるかもしれないんですけれども、それでも今のところやっていけるというふうを考えておりますのでよろしくお願いしますとの答弁がありましたが、長期財政計画は、そもそも大丈夫なのでしょうか。疑念が残ります。

これまでも、必要がない土地の購入や借入れ、事業に見合わない委託料や請負事業費など、多くの指摘をしてきましたが、ほとんど改善されていません。それどころか、美術館・図書館への指定管理料の増額や移転費用など、市の財政を圧迫することに力を注いでいるようにしか見えません。財政運営について根本的な改革が必要であります。

市も、財政調整基金が最低でも10億円必要であると言い、10億円を切ったら行財政改革を行うと議会でも発言してきましたが、いまだそのような動きや改善が見えません。ごまかしの予算編成を行った結果による今回の補正予算については、賛成できません。

以上です。

〔13番 倉田利奈 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 次に、議案第75号に対する賛成討論で、1番、橋本友樹議員。

〔1番 橋本友樹 登壇〕

○1番（橋本友樹） それでは、議案第75号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第13回）について、市政クラブを代表し、賛成の立場で討論させていただきます。

まず、最初に、3款2項2目保育サービス費、ここに保育園管理運営事業費として庁用器具費、また補助金としてパーティションの購入費というのがございます。これは、性的被害防止のための目隠しとして使うものだとお聞きしました。現状では、プール等の着替えのときに、わざわざカーテンをつつて目隠しをしているというようなお話を伺いました。この一々行っている作業を軽減するためのものと考えております。

また、保育体制強化事業費では、保育支援者、いわゆる用務員的な、保育に係る周辺業務を担っていただく方を配置するためのものであり、いずれも保育士の負担の軽減を図り、よりよい保育、質の高い保育を実現させるためのものであり、必要であると考えます。

次に、7款1項2目商工業振興事業でございます。これは信用保証料の補助金が増額されております。コロナ禍の折、いわゆるゼロゼロ融資からの借換えのための保証料であり、新型コロナウイルス感染症は昨年5月より第5類となり、今まさにアフターコロナの時代となりましたが、昨今の燃料費等物価高などにより、いまだ中小の事業者は厳しい経営を余儀なくされております。この中、この借換えのための保証料は、まさに命綱であり、市内の事業者を支援していくことは必須であると考えております。

次に、10款2項1目小学校維持管理事業、これは、来年令和7年度から吉浜小学校のクラスが増えることが見込まれ、そのための電子黒板をはじめとした必要な庁用器具の購入費であり、当然必要であると考えております。また3目の中学校維持管理事業には、AEDの購入とあり、こ

れはまさに生徒の生命・安全を守るために必要なものであると考えております。

今回の補正予算では、多岐にわたる補正となっていますが、人件費、燃料費をはじめとした物価の高騰などの要因もございます。いずれも妥当であり、市民サービスを途切れなく円滑に進めるためには必要であると考えております。よって、本議案には賛成とさせていただきます。

〔1 番 橋本友樹 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 次に、陳情についての討論を行います。

陳情第13号から陳情第15号までの賛成討論で、12番、柴口征寛議員。

〔12番 柴口征寛 登壇〕

○12番（柴口征寛） それでは、名古屋市熱田区沢下町9－7、愛知自治体キャラバン実行委員会代表、森谷光夫氏提出の陳情第13号及び陳情第14号、そして、名古屋市北区黒川本通2－11－1、愛知県原水爆被災者の会理事長、金本 弘氏提出の陳情第15号について、日本共産党を代表して、賛成の立場で討論をさせていただきます。

陳情第13号、陳情第14号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について。

愛知県内で唯一18歳年度末までの入院医療費無料化が行われていない高浜市ですが、ようやく来年度から行われることとなりました。しかし、通院についてはまだ行われません。物価高騰が続き、子育て世帯には大変厳しい状況の中、子育て支援は重要です。通院についてもぜひ検討していただきたいところであり、これを本陳情でも求めています。さらに、給食費の無償化についても子育て支援では必要であり、これについても求めています。よって、本陳情には賛成をいたします。

次に、陳情第15号 ノーベル平和賞を受賞した被爆者の願いである、日本政府に核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書提出を求める陳情について。

日本原水爆被害者団体協議会、日本被団協の田中熙巳代表委員は、先日10日、ノルウェー、オスロで行われたノーベル平和賞授賞式の講演で、核兵器の保有と使用を前提とする核抑止論ではなく、核兵器は一発たりとも持つてはいけないというのが原爆被害者の心からの願いですと強調しました。13歳のときに長崎で被爆した田中さんは、その筆舌に尽くし難い体験を語りました。淡々とした口調の中に込められた、核兵器は人類と共存できないしさせてはならないという強い信念が、聞く者の胸を打ちました。核威嚇を繰り返し核戦力の増強を図る核保有国、その核抑止力に依存する同盟国は、この訴えに応え、核兵器廃絶を決断し、足を踏み出すべきです。

ノーベル委員会のヨルゲン・ヴァトネ・フリードネス委員長は、スピーチで、被爆者は核兵器によって引き起こされる想像を絶する痛みや苦しみを自分のものとして実感する手助けをしてきていますと述べました。この実感が世界を動かしてきました。

核兵器禁止条約は、国連加盟国の半数近くが署名するなど、核兵器廃絶の世界的な流れを支えています。この条約を実現する原動力の一つが、核兵器を道徳的・人道的観点から議論する新た

なアプローチでした。

田中さんは、講演で被爆の実相に関する国際シンポジウムや国連軍縮特別総会など、1970年代からの国際的な活動も紹介しました。この長年の努力が世界の人々と為政者たちの認識を深め、禁止条約の実現へと向かわせたのです。広島、長崎の実相を広げることは、核使用を抑える核のタブーを強化し、核兵器廃絶への道を照らす光となっています。

石破首相は、同じ10日の衆院予算委員会で日本被団協に祝意を述べる一方、核の傘を含む拡大抑止を肯定し、禁止条約の署名・批准を拒む態度を示しました。オスロとは対照的な光景でした。このような被爆国にあるまじき態度を示し続けてはなりません。日本は核の傘から脱却し、速やかに禁止条約に参加すべきです。

一方で、原爆被害に対する国家補償を求める被爆者の声にどう応えるのかも日本政府に厳しく問われています。田中さんは講演で、援護施策の拡充を勝ち取ってきた運動の歴史を語りました。しかし、何十万人という死者に対する補償は一切なく、日本政府は一貫して国家補償を拒み、放射線被害に限定した対策のみを今日まで続けてきていますと力を込め、しかもこの言葉を2度繰り返し、強い憤りを表しました。

日本政府の姿勢に世界の厳しい目が向けられています。石破政権は、国家補償の実現と援護施策の抜本的拡充を直ちに図るべきです。よって、核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書提出を求める本陳情には賛成をいたします。

以上をもちまして、賛成討論といたします。

〔12番 柴口征寛 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 以上をもって討論を終結いたします。

暫時休憩します。再開は11時10分。

午前10時59分休憩

午前11時10分再開

○議長（杉浦康憲） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより採決します。

議案第68号 高浜市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について、総務建設委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 高浜市子ども医療費支給条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について、福祉文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号 高浜市介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号 工事請負契約の変更について、福祉文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号 令和6年度高浜市一般会計補正予算（第13回）について、各常任委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号 令和6年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）について、総務建設委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 令和6年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第2回）について、福祉文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号 令和6年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号 令和6年度高浜市下水道事業会計補正予算（第1回）について、総務建設委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

次に、陳情第13号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について、総務建設委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立少数であります。よって、陳情第13号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第14号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立少数であります。よって、陳情第14号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第15号 ノーベル平和賞を受賞した被爆者の願いである、日本政府に核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書提出を求める陳情について、福祉文教委員長の報告は不採択であります。採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立少数であります。よって、陳情第15号は不採択とすることに決定いたしました。

○議長（杉浦康憲） 日程第3 議案第80号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

企画部長。

○企画部長（木村忠好） それでは、議案第80号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

参考資料の5ページをお願いいたします。

まず、改正の理由でございますが、国におきまして、一般職の国家公務員の給与改定に準じ特別職の国家公務員の給与を改正するために、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が本年12月9日に閣議決定されました。このことを受けて、本市においても同様の取扱いとするために改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、議員の期末手当支給割合を引き上げるものでございます。

まず、令和6年度の期末手当の支給割合に係る第1条の改正は、本年12月期の期末手当の支給割合を現行の1.7月分から1.75月分に引き上げることとし、年間支給月数を3.45月分といたすものでございます。

次に、令和7年度以降の期末手当支給割合に係る第2条の改正は、6月期、12月期の期末手当の支給割合を平準化し、それぞれの支給割合を1.725月分に改めるものでございます。

最後に、附則の関係でございますが、この条例の施行期日は、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日からとするとともに、第1条の改正後の条例の規定は令和6年12月1日から適用いたすこととしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） これより質疑に入ります。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 特別職の支給が3.4から3.45になると、具体的に幾らから幾らになるんでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 倉田議員、特別職ではなく、80号は議員の議員報酬です。

○13番（倉田利奈） ごめんなさい。今議員の話なんですね、失礼いたしました。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第80号については、議会運営委員長報告のとおり、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、議案第80号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第80号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正に

ついて、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

○議長（杉浦康憲） 日程第4 議案第81号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

企画部長。

○企画部長（木村忠好） それでは、議案第81号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

参考資料の同じく5ページをお願いいたします。

改正の理由は、先ほどの議案第80号と同様であり、改正の内容は特別職の職員で常勤の者の期末手当支給割合を引き上げるものでございます。令和6年度の期末手当の支給割合に係る第1条の改正及び令和7年度以降の期末手当支給割合に係る第2条の改正は、先ほどの議案第80号と同様の月数分にそれぞれ改めるものでございます。

最後に、附則の関係でございますが、この条例の施行期日は、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和7年4月1日からとするともに、第1条の改正後の条例の規定は令和6年12月1日から適用いたすこととしております。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） これより質疑に入ります。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 今回の特別職の期末手当の支給なんですけれども、実質的には今後0.025増えるということになるんですけれども、今回その分を遡及するような形で0.05引き上げるということなんですけれども、近隣市も同じような取扱いをされているのかということについてお聞きしたいのと、それから、具体的に今回3.4月分から3.45月分になるということで、市長、副市長、教育長の特別職について、幾らから幾らになるのか教えてください。

○議長（杉浦康憲） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（野口恒夫） まず、今回の期末手当の引上げでございますが、近隣市も同様というふうで伺っております。

あと、今回の影響額でございますが、市長が6万6,120円、副市長が5万4,955円、教育長が4万7,850円にそれぞれ増額というところでございます。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 今おっしゃっていただいたのが、この12月分ということになるんでしょうかという確認と、あと12月分、これは追加で多分支払いがされるのかなと思うんですけども、これはいつになるんでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（野口恒夫） 6月期はもう既に支払い済みですので、今回の改正は12月分でまとめて0.05月分引き上げるものでございます。

いつ支払われるかということですが、差額分、これは12月26日に支給する予定でございます。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第81号については、議会運営委員長の報告のとおり、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、議案第81号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第81号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

○議長（杉浦康憲） 日程第5 議案第82号 高浜市職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

企画部長。

○企画部長（木村忠好） それでは、議案第82号 高浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について御説明申し上げます。

参考資料の18ページをお願いいたします。

本案は、本年度の人事院勧告に基づき給料表の改正等を行うものでございます。

最初に、本年度の人事院勧告でございますが、人事院は本年8月8日に国会と内閣に対し、給与改定についての勧告を行い、政府において、勧告どおりの内容とする法律案が12月9日に閣議決定されました。本市においても、人事院勧告尊重の基本姿勢に立ち、勧告どおりに改正するものでございます。

勧告の内容でございますが、月例給の引上げ、期末勤勉手当の引上げといった給与改定を行うものでございます。

それでは、今回改正を行います条例の改正内容につきまして、順に御説明申し上げます。

参考資料の19ページをお願いいたします。

初めに、高浜市職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、行政職給料表の改正に係る第1条の改正では、特に若年層に重点を置きながら、別表第1、行政職給料表の給料月額を平均2.76%引き上げることとしています。

次に、期末勤勉手当の改正では、年間支給月数を民間の支給割合に見合うよう引き上げるものでございます。

令和6年度の期末勤勉手当支給割合に係る第1条の改正では、本年12月期の支給割合を再任用職員以外は期末手当を現行の1.225月分から1.275月分に引き上げ、勤勉手当を現行の1.025月分から1.075月分に引き上げ、年間支給月数を4.6月分に、再任用職員は期末手当を現行の0.6875月分から0.7125月分に引き上げ、勤勉手当を現行の0.4875月分から0.5125月分に引き上げ、年間支給月数を2.4月分にいたすものでございます。

続きまして、高浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正でございますが、給料表の改正に係る第2条の改正では、さきの高浜市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う給料表の改正に伴い、同表を準用する会計年度任用職員の別表第1、給料表の給料月額を引き上げるものでございます。

参考資料の20ページをお願いいたします。

次に、高浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございますが、給料表の改正に係る第3条の改正では、特定任期付職員に係る給料月額を見直し、給料表を改定するとともに、期末手当の改正では、年間の支給月数を民間の支給割合との均衡を図るため、現行の1.7月分から1.75月分に引き上げることとし、年間支給月数を3.45月分といたすものでございます。

最後に、附則の関係でございますが、この条例の施行期日は公布の日からとし、第1条から第3条までの規定による改正後の条例の規定について、給料表の改正部分は本年4月1日から、期

末勤勉手当の改正部分は本年12月1日から適用いたすこととしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） これより質疑に入ります。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） まず、1点目としまして、先ほどの補正予算のほうで扶助費のほうで、いわゆる民間保育所の職員の人事院勧告に伴う給与の増額分だと思うんですけども、同じ閣議決定されているのに、そちらは補正予算なんだけれども、これは何で追加の議案になっているのかについて御説明いただきたいのと、あと2点目としましては、会計年度任用職員なんですけれども、近隣市では遡及しているところとか、していないところとか、いろいろあるようなんですけれども、高浜市が遡及をした理由。それから、このように上げていただくのは会計年度任用職員さん、私はいいことだと思うんですけども、ただ、やはり遡及することによって扶養の範囲内で働きたい方も出てくるかと思うんです。そういう方が、多分勤務の調整とかされた場合、いわゆる市民サービスに影響も出る可能性もあると思うんですけども、そのあたりはどういった対処をされるのか教えてください。

○議長（杉浦康憲） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（野口恒夫） まず、1点目でございます。

今回、追加の上程をさせていただいた理由でございますが、国会のほうの国家公務員の給与の改定、法律案が閣議決定されたのが12月9日ということで、それまで人事院勧告は出ておりましたが、詳細な法律案は出ておりませんでしたので、この追加上程で行わせていただいたところでございます。予算は補正予算のほうで既に上程させていただいているところでございます。

2点目として、会計年度任用職員、遡及している理由というところでございますが、こちらは、会計年度任用職員であっても、国において常勤職員の給与改定に係る取扱いに準じて改定することが基本というふうにされているところでございますので、高浜市は国に準じ、今回遡及をさせていただくところでございます。

また、扶養の範囲内で勤務をしたいという希望の職員が2名ほどおりました。2名ですので、サービスに特に影響することはございませんでした。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 2名ということは、ほかの職員の方は扶養の範囲外で既に勤務をされているのか、もしくは扶養の範囲外になってもいいですよということで御了承いただいているという御理解でよろしかったでしょうかというところの確認を最後したいのと、あと、先ほど、市長のほうで12月中に増額分については払われるということなんですけれども、これについての予算はどうなるんでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（野口恒夫） 確認でございますが、会計年度任用職員の給与も8月8日の人事院勧告においておおよその予想ができておりましたので、9月16日付で、こちらのほうから新しい給料表でシミュレーションをさせていただいて、扶養の範囲内に収まるかどうかというようなエクセルのデータを提供しているところでございます。そこで会計年度任用職員さんそれぞれで判断していただいて、時間を調整するとか、そういったような対応をしているところでございます。

2点目のところですが、今回の議案に伴う差額分ですか、こちらは当初12月補正のところで上程をさせていただいているところでございます。人事交流に伴う補正予算が主ですが、こちらのほう法律案がなかなか閣議決定はされなかったですが、予算措置としてはこちらの12月補正のほうで計上させていただいたところでございます。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第82号については、議会運営委員長の報告のとおり、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、議案第82号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第82号 高浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

○議長（杉浦康憲） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

再開は、12月24日午前10時であります。

本日は、これをもって散会いたします。御協力ありがとうございました。

午前11時34分散会
